

令和元年台風第19号被災者向け支援制度

●利用できる制度

1. 被災者生活再建支援金（①基礎支援金・②加算支援金）【対象：全壊、大規模半壊、半壊解体】
2. 山田町被災者生活再建支援金（岩手県補助事業）【対象：半壊】
3. 山田町被災者住宅再建支援事業補助金（町独自支援）【対象：全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊】
4. 山田町被災者住宅再建融資利子補給補助金（町独自支援）【対象：全壊、大規模半壊・半壊】

【全壊・大規模半壊・半壊等でやむを得ず解体】（）内は単数世帯の場合

1-① 被災者生活再建支援金（基礎支援金）

申請のタイミング：り災証明書発行後

●住宅の被害の程度により支給

全 壊	大規模半壊
100万円（75万円）	50万円（37.5万円）

【必要なもの】

り災証明書 通帳の写し 印鑑

【申請期限】

令和元年12月11日（水）～令和3年5月11日（火）

1-② 被災者生活再建支援金（加算支援金）

申請のタイミング：工事等契約後

●再建方法により支給

全壊・大規模半壊		
建設・購入	補 修	賃貸 (公営住宅以外)
200万円 (150万円)	100万円 (75万円)	50万円 (37.5万円)

【必要なもの】

工事請負契約書（購入の場合は売買契約書、
賃貸の場合は賃貸借契約書）

通帳の写し 印鑑

【申請期限】

令和元年12月11日（水）～令和4年11月11日（金）

【半壊】

2 山田町被災者生活再建支援金（岩手県補助事業）

※受付は終了しました

●住宅の被害の程度により支給

半 壊
20万円（15万円）

【必要なもの】

り災証明書 通帳の写し 印鑑

（）内は単数世帯の場合

【申請期間】

令和2年1月6日（月）～令和2年11月11日（水）

【申請について】

- ・半壊でやむを得ず解体した場合は対象外です。
この場合被災者生活支援金（基礎支援金、加算支援金）を申請できます。
- ・申請できるのは被災当時の世帯主です。

【全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊】

3 山田町被災者住宅再建支援事業補助金（町独自支援）

申請のタイミング：工事終了後、支払い完了後

●住宅の被害の程度及び再建方法により補助

()内は単数世帯の場合

建設・購入・補修		引越補助
全壊・大規模半壊・半壊	一部損壊	全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊)
上限 100 万円 (上限 75 万円)	上限 20 万円 (上限 15 万円)	上限 5 万円 ※賃貸住宅で被災した一部損壊の世帯が、 大家都合で町内の別の賃貸住宅へ移転する 場合は上限額 10 万円となります。

【必要なもの】

- 工事請負契約書（購入の場合は売買契約書）
- 通帳の写し
- 印鑑
- 検査済証（建設の方）
- 写真（着工前・着工後）
- 見積書等工事内容がわかるもの
- 領収書または支払いが完了していることがわかるもの

【申請について】

- 工事が終了し、業者等へ支払いが完了してから申請してください。
- 仮設を借りている方は仮設住宅を退去し鍵を返却してください。
- 新居へ移る方は町に住民異動届を提出し住所変更をおこなってください。

【注意事項】

*この補助金は上限額となっております。経費（建設費または補修費）から加算支援金（被災者生活再建支援金）と応急修理支援金（災害救助法）を差し引いた金額が上限額に満たない場合は、その額がこの補助金の額となります。

*補修の対象となるのは居宅部分に係る補修です。物置や事務所、外壁等は対象外です。また、エアコンや家具家電費用は対象外です。

【全壊・大規模半壊・半壊】

()内は単数世帯の場合

4 山田町被災者住宅再建融資利子補給補助金（町独自支援）

申請のタイミング：工事終了後、支払い完了後

●住宅を新築・購入・補修により再建する方が金融機関等からその費用の借り入れを行った場合に、利子相当額を補助する制度です。

【申請について】

建設・購入・補修
上限額 200 万円

- この補助金は、工事等が終了してからの申請となります。
- 補助金の算定期間は1回目の返済日から起算して25年間です。
- 借入金利が2%を超える場合や算定期間内の利子額が確定していない場合は、金銭消費貸借契約書等に記載された金利と2%のいずれか低いほうの金利により算出します。

【必要書類】

- り災証明書
- 滅失または被災状況を確認できる写真
- 金銭消費貸借契約書
- 返済予定表
- 工事請負契約書（購入の場合は売買契約書）
- 領収書または支払いが完了していることがわかるもの
- 住宅の完成写真
- 建築確認済証（*）
- 建築確認申請書（*）
- 検査済証（*）
- *…建築の方のみ

【令和元年台風第19号】住宅再建に係る支援金・補助金制度一覧表

被災世帯が住宅再建に際して受けられる支援金・補助金の一覧表です。このほかに、被災者住宅再建融資利子補給制度（上限額200万円）があります。

単数世帯は（ ）の金額になります。

単位：万円

区分	被災者生活再建支援金		被災者生活再建支援金（県）	住宅再建支援事業補助金 【町独自支援】	引越補助金 【町独自支援】	計
	基礎支援金	加算支援金				
全壊 ・ 解体	100 (75)	建設・ 購入	200 (150)	—	100 (75)	5 405.0 (305.0)
		補修	100(75)	—	100 (75)	5 305.0 (230.0)
		賃貸	50 (37.5)	—	—	5 155.0 (117.5)
大規模半壊	50 (37.5)	建設・ 購入	200 (150)	—	100 (75)	5 355.0 (267.5)
		補修	100 (75)	—	100 (75)	5 255.0 (192.5)
		賃貸	50 (37.5)	—	—	5 105.0 (80.0)
半壊	—	補修	—	20 (15)	100 (75)	5 125.0 (95.0)
		賃貸	—	20 (15)	—	5 25.0 (20.0)
一部 損壊	—	補修	—	—	20 (15)	— 20.0 (15.0)
		賃貸	—	—	—	10 10.0

*の印がついている補助金は上限額です。

注意事項

- 住宅再建支援事業補助金は、総事業費から応急修理制度と加算支援金の金額を差し引いた金額をもとに、判断し補助金支給額を決定します。
- 住宅再建支援事業補助金、引越補助金、利子補給補助金は、工事終了後に引っ越しや支払い等を完了させた上で申請していただく補助金になります。